0

改 正 案	現
(リース業務の範囲等)	(リース業務の範囲等)
第二条 命令第三十五条第二項第十二号の農林水産大臣及び金融庁長	第二条 命令第三十五条第二項第十二号の農林水産大臣及び金融庁長
官の定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類そ	官の定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類そ
の他の物件を使用させる業務(次項及び次条第六号において「リー	の他の物件を使用させる業務(次項及び次条第六号において「リー
ス業務」という。)を営む会社のリース業務及び次条第六号に掲げ	ス業務」という。) 及び次条第六号に掲げる業務による収入の額
る業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げ	合計額に占める法第十条第二十三項第一号に掲げる業務による収入
る業務を営む会社(リース業務を営むものを除く。次項第一号にお	の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。
いて「リース物件売買等会社」という。)の次条第六号に掲げる業	
務による収入の額の合計額に占める法第十条第二十三項第一号に掲	
げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととす	
వ ం	
2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を	2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を
営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団(営む他の会社を子会社としている場合における、
リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社	リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社
をいう。以下この項において同じ。)に属するそれぞれの会社に係	をいう。以下この項において同じ。)に属するそれぞれの会社に係
る命令第三十五条第二項第十二号の農林水産大臣及び金融庁長官が	る命令第三十五条第二項第十二号の農林水産大臣及び金融庁長官が
定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。	定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

第十条第二十三項第一号に掲げる業務による収入の額の合計額のる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法に係るリース物件売買等会社のリース業務及び次条第六号に掲げ各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団

一 (略)

割合が百分の五十を下回らないこと。

(信用事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務)

官の定める業務は、次に掲げる業務とする。第三条の令第三十五条第二項第三十号の農林水産大臣及び金融庁長

一~五 (略)

銀行を除く。)の子会社として営む場合に限る。) 切りの子会社(自己を除く。)が営むものに限る。)の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務(自己がリース業務を営まない場合にあって は、農業協同組合連合会の子会社であるリース業務を営む会社(は、農業協同組合連合会の子会社として営む場合に限る。)に係

の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。社集団の法第十条第二十三項第一号に掲げる業務による収入の額六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第

二 (略

(信用事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務)

官の定める業務は、次に掲げる業務とする。第三条の令第三十五条第二項第三十号の農林水産大臣及び金融庁長

一~五 (略)

限る。)

「限る。)

「別一ス業務を営む場合にの保守、点検その他の管理を行う業務(リース業務を営む場合に物件(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の物件の地の物件と同種の機械類その他の

七 (略)

七

(略